

1. 契約、統合及び条件の齟齬 本契約条件は、見積書又は注文書に明記される特別条件とともに、売主及び買主間の売買に適用される。売主は、本契約の当事者であるXylem Inc.の関連会社をいう。買主は、売主との契約の当事者をいう。本書面は、本契約条件に従って見積書又は注文書に記載された製品又はサービスを販売するための売主による申込み又は修正申込みを構成するものであり、買主が本契約条件に対し明示的な同意をすることを条件として両当事者間で契約が成立する。買主の承諾は、本契約条件に従わなければならない。売主の書面による合意がない限り、買主の注文その他の連絡に含まれる追加条件又は異なる条件は、売主に対してその効力を生じ又は拘束力を有するものではない。売主が買主からの注文又は連絡に含まれる一定の条項に対して異議を述べなかったことは、本契約条件の放棄又は当該条項の承諾とも解釈されない。売主による履行の開始又は納品の履行も、買主による追加の又は異なる契約条件の承諾とみなされるものではない。買主は、本契約条件が、見積書に言及され又は含まれる特別条件又は限定的保証その他本契約の一部を構成する明示的な条件（例えば、図面、イラスト、仕様書又は図表）とともに、買主及び売主の間の完全かつ最終的な合意であることに同意する（「本契約」）。上記文書間に矛盾がある場合、注文確認書に定められた価格及び納期、並びに売主の製品書類に定められた製品保証を除き、本契約条件が優先するものとする。本契約は、書面又は口頭を問わず、両当事者間の全ての従前の交渉、表明又は合意事項に取って代わるものとし、本契約は、売主の書面による明示的な同意がある場合に限り、変更又は修正される。

2. 見積、取下げ、満了 見積りは、別段の定めがない限り、発行日から30日間有効である。売主は、買主が承諾する前であれば、理由の有無を問わず、いつでも見積りを取り消し又は撤回する権利を有する。見積書又は注文書に明記された条件について、売主が注文の受領を書面にて確認してから30日以内に充足されない場合、本契約は成立しない。ただし、売主は、当該30日間の経過後においても、買主から受領した契約文書を承諾する権利を留保する。

3. 価格 価格は、見積書又は注文書に記載された特定の数量にのみ適用される。価格には、売主の引渡仕様に基づく標準的な梱包が含まれている。輸出用梱包を含め、買主が要求した特別梱包に関する全ての費用及び税金は、追加料金として買主が負担する。価格は予告なく変更されることがある。製品の価格には、販売税、使用税、物品税、GST税、付加価値税又は類似の税、関税若しくは課徴金は含まれない。買主は、当該税金を別途支払わなければならない。

4. 支払条件 買主の信用状態が売主の要求を満たさない場合、売主は、代金の前払い又は引換払いを要求し、その他の方法で与信条件を変更する権利を留保する。見積書、注文書、注文確認書又は販売方針マニュアルに異なる支払条件が明確に記載されていない限り、製品代金は出荷時に請求される。支払いは、注文書が提出された売主のオフィスが所在する現地の通貨で行われるものとする。支払期限は、売主発行の文書に別段の記載がない限り、請求書日付から30日以内に到来する。支払期日に支払いがなされない場合、買主は、支払期日以降の未払残高に対し (i) 月1.5% (年利18%) 又は (ii) 適用される法律で認められる最高利率、のうちいずれか低い方の利率による金額を支払う。買主は、資金不足により返却された小切手に関連する全ての費用及び経費を負担する。クレジット販売は、売主のクレジット部門の事前の承諾を必要とする。輸出を伴う出荷には、出荷前の支払い又は適切な信用状が必要となる。

買主との契約の履行中、買主の財務状況にリスクがあると売主が判断した場合、買主が支払不能になった場合、買主の支配者に重大な変更が生じた場合又は買主が売主との契約条件に基づく支払の履行を怠った場合、売主は、いかなる場合においても、事前に十分な担保若しくは現金を受領した場合を除き、契約上の義務の履行を継続する義務を負わず、製品の配送を停止し、引渡しを延期若しくは拒否することができる。買主が支払いを行わず又は売主に対して十分な担保を提供しない場合、売主は、完了済み及び進行中の作業に対して契約代金の全額の支払いを強制する権利を有する。買主が期日に支払を怠った場合、買主は、当該出荷の条件にかかわらず、また当該出荷が本契約又は売主及び買主間のその他の販売契約に基づくか否かにかかわらず、買主になされた全ての出荷の未払金全額を直ちに売主に支払う。売主は、全額が決済されるまで、その後の全ての出荷を停止することができる。売主が未払金の一部を受け取った場合でも、本契約上の権利は維持される。買主は、売主の書面による同意なしに、本契約又はその利益若しくは本契約に基づく金銭債権を譲渡してはならず、同意なくなされた譲渡は無効とする。

5. 所有権、引渡し、危険負担 引渡日は概算であり、契約内容とはならない。注文確認書その他の書面で売主が別段の合意をしない限り、買主への危険負担の移転は、Incoterms 2010 Ex Works (売主の工場又は配送センター) とする。所有権は、危険負担の移転と同時に移転する。売主は、明示された引渡日までに製品が納入されなかったことに起因し又は関連して生じる直接的、間接的、付随的又は派生的な損失 (利益の喪失を含むがこれらに限定されない) について、買主に対して何らの責任も負わない。具体的な指示がない場合、売主が運送業者を選択する。買主は、配送指示の欠落、不正確な指示、その他買主側の作為若しくは不作為により生じた履行の追加費用を、売主に対して補償する。当該追加費用には、保管、保険、保護、再検査及び配送費用が含まれるが、これらに限定されない。買主は、倉庫への引渡し完了と同時に、引渡し時に支払うべき代金等が支払われることに同意する。

6. 保証 売主は、本契約に基づき買主に販売される製品 (見積書又は注文書に別段定めがある場合を除き、保証対象外である膜、シール、ガスケット、エラストマー材料、コーティングその他の「摩耗部品」又は消耗品を除く) について、(i) 仕様が本契約の一部を構成する場合には、見積書又は販売書類に記載される仕様に従って製造されていること、及び (ii) 提供日から1年間又は出荷日から18ヶ月間 (出荷日は製品の出荷準備完了通知の受領後30日以内とする) のいずれか早く到来するまでの期間、材料及び仕上がりに瑕疵がないこと、を保証する。ただし、法律又は製品文書によりこれより長い保証期間が定められている場合はこの限りではない (「本保証」)。

法律により別段の定めがある場合を除き、売主は、その選択により、買主に対し、無償で、保証に適合しない製品を、修理又は交換する。売主は、修理又は交換の方法・手段について完全な裁量権を有する。買主が売主の修理又は交換の指示に従わない場合、当該不履行は、その権利の放棄を構成するとともに、全ての保証を無効とする。本保証は、保証対象製品の材料又は仕上がりの欠陥が最初に顕在化した日から10日以内に、買主が売主に書面にて通知することを条件とする。売主は、以下の場合、買主に対して、製品又はその一部につきいかなる保証義務も負わない。(a) 売主の文書による承諾なしに売主以外の第三者により修理された場合。(b) 誤用、不正使用、放置、改変、事故又は物理的損害を受けた場合。(c) 設置、操作及び保守に関する売主の指示に反する方法で使用された場合。(d) 通常の磨耗及び消耗、腐食又は化学的反応により損傷を受けた場合。(e) 異常な状態、振動、適切なプライミングの障害又はフロー (flow) のない操作により損傷を受けた場合。(f) 電源の欠陥若しくは不適切な電氣的保護により損傷を受けた場合。(g) 売主が販売していないか、又は売主が承認していない付属装置を使用した結果、製品が破損した場合。

売主により製造されなかった製品については、売主は保証しない。但し、売主は、売主が製品の供給業者から受ける保証を、買主にも適用する。

前記の保証は、排他的であり、商品性及び目的適合性に関する黙示の保証を含む本契約に基づき提供される製品に関する全ての明示又は黙示の保証又は条件に代わるものであり、それら全ての明示又は黙示の保証は否認される。法律で別段の定めがある場合を除き、前記保証の違反に対する買主の唯一の救済及び売主の全責任は、本製品の修理又は交換に限定され、その費用はいかなる場合においても本契約に基づき買主が支払った金額を上限とする。いかなる場合においても、売主は、利益の喪失、想定された貯蓄又は収益の喪失、所得の喪失、事業の喪失、製品の喪失、機会の喪失又は評判の喪失を含むがこれらに限定されない、直接損害、間接損害、予定損害、付随的損害、派生的損害、懲罰的損害又は特別損害その他の損害につき一切責任を負わない。

7. **検査** 買主は、製品を受領次第、検査する権利を有する。製品の引渡し及び買主の敷地又はプロジェクト現場（「本サイト」）である場合、買主は、受領後3日以内に、売主に対して製品の売主への不適合を書面にて通知しなければならない。その他の全ての引渡しに際しては、買主は、受領後14日以内に、売主に対して製品の売主への不適合を書面にて通知する。当該通知をしなかった場合、不適格な製品につき検査又は受領を拒絶する権利を放棄したものとみなされ、買主による製品の取消不能な受領とみなされる。運送中の製品の紛失又は損傷に関する請求は、売主に対してではなく、運送人に対して行われなければならない。

8. **売主の責任の制限** 法令に別段の定めがある場合を除き、いかなる場合も、売主の本契約に基づく責任は、本契約に基づき買主が支払った金額を上限とする。売主は、利益の喪失、想定された貯蓄又は収益の喪失、所得、事業、生産、機会及び評判の喪失、間接的、結果的、付随的又は懲罰的損害について責任を負わないものとする。上記の責任の制限は、本契約に基づく売主の作為、不作為、過失責任又は無過失責任にかかわらずその効力を有する。

9. **不可抗力** 売主は、買主若しくはその請負業者の作為若しくは不作為、又は売主の合理的な支配を超える事態（天災、火災、洪水若しくはその他の自然災害、戦争及び内乱、暴動、政府の行為、テロ行為、疾病、通貨統制、労働力不足若しくは労働争議、材料、燃料、電力、エネルギー若しくは輸送施設の使用不能、供給業者若しくは下請業者による配送の不能を含むがこれらに限定されない）による、本契約の不履行又は履行遅延につき、一切責任を負わないものとし、そのような事態が生じた場合、売主の履行期間は、免責が適用される期間に相当する期間自動的に延長されるものとする。ただし、売主は、上記免責の適用を実際に知った場合、可能な限り速やかに、履行遅延の理由及び予想される期間ならびにその結果を買主に通知するものとする。売主は、遅延、中断又は中止の原因を排除し、可能な限り遅延を最小限として本契約上の義務の履行を再開するために、最善を尽くすものとする。

10. **解約** 本契約に別段の定めがある場合を除き、特別品若しくは特注品に関する注文を取り消すことはできない。ただし、いずれかの当事者が書面で別段の要求をし、相手方当事者が書面で承諾した場合はこの限りでない。

買主が注文を取消した場合、買主は、当該取消日から30日以内に、取消料を売主に支払うものとする。取消料には、取消しの通知を受領する前に売主が負担した全ての費用及び経費が含まれるものとする。これには、供給業者、下請業者その他の者に対する債務、売主が費やした労力及び諸経費ならびに合理的な収益費用が含まれるがこれらに限定されない。別段の定めがない限り、製品の返品は、売主の最新の返品許可基準に従うものとし、少なくとも15%のリスタocking費用の負担を条件とする。

本契約に異なる定めがある場合でも、買主の破産手続き若しくは支払不能の手続きが開始された場合、買主が破産し債権者に対する配当を行う場合、買主の支払不能を理由として管財人が任命された場合、買主が本契約上の期限に支払いを行わない場合、債務不履行につき買主が是正せず又は即時の是正が不可能な場合、売主から債務不履行に關し文書による通知を受領後10日以内に買主が不履行を是正する措置を開始しそれを誠実に継続しない場合には、売主は、その有する権利又は救済手段を損なうことなく、買主に対して書面通知をすることにより、本契約を解除することができる。かかる解除の場合、売主は、買主が前項に従い本契約を取り消した場合と同様に、金銭等の支払いを受領する権利を有する。ただし、売主は、その選択により、本契約の履行を選択することができるものとし、これにより売主が負担した追加費用について、買主は責任を負う。本契約が終了した場合であっても、本契約終了前に本契約に基づき生じた両当事者の権利、義務及び責任は引き続き存続するものとする。

11. **図面** 全ての図面は、売主の所有物である。売主は、製品に係る詳細図又は店舗作業図を提供しない。ただし、売主は必要な据付図面を提供する。売主の見積書とともに提出される図面及びイラストは、買主の情報のためにのみ提供される一般的な製品の種類、配列及び概算の寸法を示したものであって、売主は、その正確性に関して一切表明又は保証をしない。見積書又は注文書に反対の記載がない限り、全ての図面、図解、仕様書又は図表は、本契約の一部を構成しない。売主は、その判断において、建造物、用途又はオペレーションの改善のために製品の設計又は配置の詳細を変更する権利を留保する。本製品の設置に必要な全ての技術情報は、買主が本契約に同意した際に、売主から買主に対して送付される。本契約の締結後、買主が要求した製品の種類、手配又は用途の変更は、買主の費用負担において行われる。設置、オペレーション及び保守に必要な指示は、製品の出荷時に提供される。

12. **専有情報、差止め** 買主に開示された売主の設計、イラスト、図面、仕様書、技術情報、カタログ、ノウハウ、経済的若しくはその他の事業情報又は製造情報（「本専有情報」と総称する）は、売主の所有物であり機密情報とみなされる。買主は、売主の書面による同意を得ることなく、本専有情報を開示、使用又は複製しないことに同意する。買主による本専有情報の開示、使用又は複製の禁止は、本契約に基づく義務の履行完了後も存続するものとする。買主は、本専有情報を第三者に不適切に開示した場合、売主が回復不能の損害を被る結果となることを認識する。売主は、買主による不正開示を防止するために差止めその他の公正な救済を求めることができる。

13. **設置及びスタートアップ** 売主が書面により同意しない限り、設置の責任は買主のみが負う。本契約に基づき購入する製品に関してスタートアップ・サービスが要求される場合、売主の許可を受けた担当者又は代理人により実施されなければならない、それ以外の場合、保証は無効となる。買主が、スタートアップの監督のために技術者の提供を売主に依頼した場合、当該技術者は監督者としてのみ機能し、売主は、設置作業の品質に責任を負わないものとする。

いかなる場合にも、買主は、買主の費用において、製品の設置及び操作に必要な全ての基礎、供給品、労力及び施設を備えることを了解し同意する。

14. 仕様 買主が要求する仕様の変更は、売主の書面による承認を要する。仕様の変更が承認された場合、製品の価格及び納入スケジュールは、当該変更を反映して修正される。

15. 買主の保証 買主は、温度、圧力及び全ての危険物の性質を含んだ動作条件の詳細に関する全ての情報の正確性を保証する。売主は、その義務の履行において、買主の情報の正確性を正当に信頼することができる。買主の情報が不正確であることが判明した場合、買主は、売主に提供した不正確な情報によって売主が被った損失、責任、損害及び費用を売主に賠償することに同意する。

16. 最低注文 売主は、売主が所定の製品又は製品群に対して設定する数量要件を満たさない注文の処理を拒否する権利を留保する。

17. 品質レベル 価格は、通常の処理に見合った品質レベルに基づく。異なる品質レベルが要求される場合、買主は、売主から書面で承諾された自己の要求事項を指定しなければならない。また、該当する追加費用を支払わなければならない。

18. 製品のリコール 買主が再販のために購入する場合、買主は、次の合理的な手続き（売主が定める措置を含むがこれに限定されない）を講じるものとする。(a) 影響を受けた製品を所有又は使用する買主の全ての顧客及び認定修理業者に対して、売主が通知する全ての該当するリコールキャンペーンを確実に通知すること。(b) 買主が、顧客又は認定修理業者に販売又はサービスする製品に関して、サービスキャンペーン、リコールキャンペーン、サービスプログラムその他の方法で売主が買主に通知する修正事項を確実に通知すること。当該修正のために使用された部品及び労力等のコストに関する買主への償還は、キャンペーン又はプログラムの指示において定める。買主は、売主の事前の同意を得ることなく、サービスキャンペーン、リコールキャンペーン又はサービスプログラム資料に記載されている情報を、第三者に開示してはならない。買主が本条により義務付けられる措置を履行しない場合、売主は、買主の顧客の名称及び住所を取得する権利を有するとともに、当該顧客と直接連絡を取る権利を有する。

19. 準拠法 本契約の条件ならびに本契約に基づく全ての権利及び義務は、注文書が提出された売主の事務所所在地の法律に準拠するものとする（法の抵触に関する法令諸規則の適用はされない）。本契約に基づく両当事者の権利及び義務は、国際物品売買契約に関する1980年国連条約（THE 1980 U.N. CONVENTION ON CONTRACTS FOR THE INTERNATIONAL SALE OF GOODS）に準拠しない。

20. 仲裁 本契約又はその違反若しくはそれに関連して発生する紛議又は請求は、可能な限り、買主及び売主間の協議により解決される。協議により紛議又は請求が解決されない場合、(i) 売主の事務所がシンガポール、マレーシア、フィリピン、インドネシア、タイ、ベトナム、ミャンマー、ラオス又はカンボジアに所在する場合、その時点で有効なシンガポール国際仲裁センター（「SIAC」）の仲裁規則（「SIAC規則」）に基づきシンガポール国際仲裁センターにより解決され、(ii) 売主の事務所が香港、マカオ、台湾、韓国又は日本に所在する場合、その時点で有効な香港国際仲裁センター（「HKIAC」）の仲裁規則（「HKIAC規則」）に基づき香港国際仲裁センターにより解決されるものとする。SIAC規則及びHKIAC規則は、適宜、本契約第20条の一部とみなされる。仲裁地は、(i) SIACが管理する場合はシンガポールとし、(ii) HKIACが管理する場合は香港とする。仲裁における使用言語は英語とする。

仲裁判断は、管轄権を有する裁判所における司法的承認又は執行命令のための申請手続に付される。仲裁費用は、買主及び売主が均等に負担する。前記事項にかかわらず、いずれの当事者も、衡平法上の救済（禁止命令又は差し命令など）を管轄裁判所に対して申請することができる。

21. 輸出規制 売主の製品（製品又は成果物に含まれ又は利用されているソフトウェア、文書及び関連する技術データを含む）は、米国輸出管理規則を含む適用対象となる輸出法令に従うものとし、買主は適用される法律及び規則を遵守するものとする。買主は、適用される法律、規則又は規定により、製品の輸出、再輸出又はリリースが禁止されている地域又は国若しくは当事者に対して、いかなる製品も、直接的又は間接的に、輸出、再輸出又はリリースしないものとし、また、いかなる第三者に対しても、かかる輸出、再輸出又はリリースを許可しないものとする。買主は、本第21条の違反に責任を負う。

22. 表題 条項の表題は参考に過ぎず、本契約の解釈又は構成を限定又は制限するものではない。

23. 権利放棄 売主が買主の債務の履行について主張せず、又は付与された権利を行使しなかったとしても、当該権利の放棄を構成するものではない。

24. 可分性 本契約の一つ又は複数の条項の一部又は完全な無効は、その他の条項の有効性に影響を及ぼさない。

25. データ同意 買主は、売主が本契約の目的のために個人データを収集し処理することを認める。売主のデータプライバシーポリシーは、<https://www.xylem.com/en-us/support/privacy/>で入手可能である。買主は、売主のプライバシー方針を読み、これを理解し、本契約に定める個人データの使用に同意する。買主による個人データの収集及び使用は、買主の責任である。買主は、売主の機器から収集されたデータ（「本買主のデータ」）を、当該ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、保管設備及び関連技術に無期限に保存することに同意しかつその権限を売主に与える。買主は、売主に対して、売主が本買主のデータにアクセスし、保管し、使用すること、並びに買主が売主に提供したその他のデータ及び情報について、売主が（1）サービス提供、（2）サービスの分析と改善、（3）売主の機器又はソフトウェアの分析及び改善、（4）社内使用、（5）匿名データを作成し当該匿名データを使用することにつき、無償、非独占的かつ取消不能の権利及びライセンスを与える。

本契約条件は英文を正文とし、この和文翻訳は参考のためにのみ提供されるものである。本契約条件の英文と和文の内容に齟齬がある場合、英文の内容が優先する。